

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、人材投資・教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引き上げについて、社会・経済情勢、労働市場動向および自社が有する課題への対応等を踏まえ、賃金水準の向上等を実施してまいりました。教育訓練等については、技術・マネジメント・資格取得のための社内研修に加え、グループ内公募の活用や若手人材の早期育成など、多様な人材の育成に取り組んでおります。当社は、最も重要な経営資源である従業員に対する投資を行うとともに、システムや AI の活用強化により効率性を向上させ、従業員がより付加価値が高く、プロフェッショナルでなければできない業務に集中できる体制を構築します。

こうした取り組みによる持続的な成長を通じた賃金・処遇の改善を実現すべく取り組むとともに、労働環境の整備・改善、人的資本の充実に向けた人材育成・教育等に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/124231-19-00-tochigi.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、お客さまやお取引先さまを始めとするステークホルダーと対話し共に行動するとともに、「安全・安心」、「人手不足」、「環境」の3つを成長戦略の柱に社会課題を解決する環境価値創造企業を目指してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2026年 2月 17日

環境整備株式会社

氏名又は名称

代表取締役社長 上田 哲也

法人にあっては代表者の役職及び氏名